

耐震診断評定

大地震の危険性が指摘され、安全な建築物のストックを確実に形成することが求められており、適切な耐震改修計画によって、既存建築物の耐震改修を早急に進めることが大きな課題となっています。

日本建築センター（BCJ）は、建築物の構造安全性の技術評価に係る長年の経験を生かし、既存建築物の耐震診断及び耐震改修計画が適切に行われていることを評定します。

耐震診断評定とは



○お客様が行った既存建築物の耐震診断又は耐震改修計画に関して、「耐震診断・耐震改修計画の結果が妥当」であることを評定するものです。

（活用例）

- ・耐震改修促進法及びマンション建替法に基づく耐震改修計画の認定等を申請する場合
 - ※BCJは耐震改修促進法及びマンション建替法に基づく耐震改修計画の認定等に係る評定に関し、東京都と協定を締結しています。
- ・建築基準法に基づき、既存不適格建築物が地震に対して安全な構造であることを確認する必要がある場合
- ・各種の助成措置を受ける場合
- ・所有者が第三者機関の評定を欲する場合 など

耐震診断評定の対象



○建築物、建築物の部分及び工作物の耐震診断・耐震改修計画

※学校、事務所等の建築物のほか、大空間の観客席を有する建築物や、免震、制振技術を用いた耐震改修などについても対応します。

提出していただく図書



○以下の図書を1部ご提出ください

①耐震診断評定申請書

※申請者は原則として、所有者としてください。

②委任状（代理人を定める場合）

③申請図書（申請時）

※申請図書の目次・構成は、別途ご用意している申請図書作成要領をご参照ください。

※資料等の提出部数は、受付委員会・部会・評定委員会それぞれで必要部数が異なりますので、随時打ち合わせください。



BCJの特徴



○申請前の事前相談

BCJの職員でもある評定委員が常駐し、技術的なご相談にも対応します。

また、BCJでは以下の評定申請にも対応します。

- ・既に耐震改修（補強）されている建築物
- ・他機関において耐震診断評定されている耐震改修計画

○迅速な対応

お客様のご希望のスケジュールに沿うよう、的確に評定を進めます。

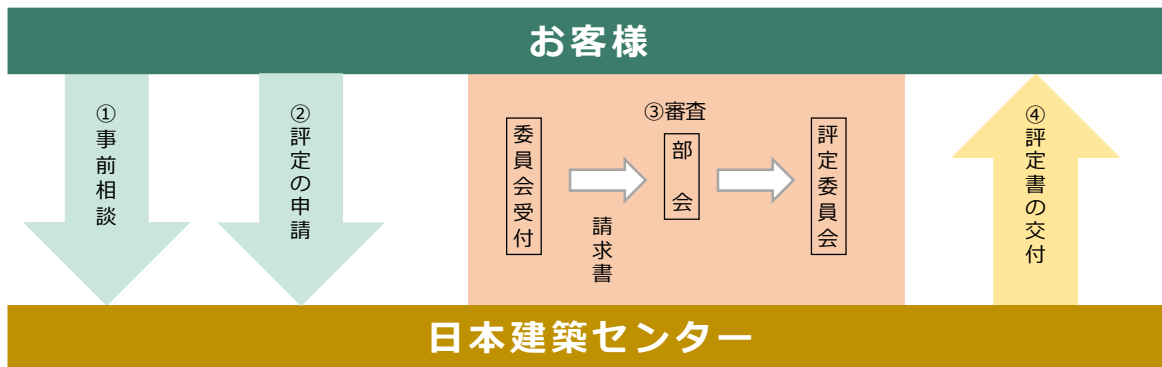
- ・受付から評定書交付まで、1ヶ月が標準（最大2ヶ月程度）
- ・変更申請は随時受付し、委員会を経ずに評定書等を交付

○高い信頼性・高度な技術力

BCJの評定は、お客様からも高い信頼を得ています。技術的に難しい耐震診断等に関しても、対応しています。

- ・免震、制振技術を用いた耐震改修
- ・歴史的建築物等（重要文化財、社寺建築等）
- ・れんが造、補強コンクリートブロック造等

標準的な業務の流れ



①事前相談

- ◆事前相談は、随時、お受けいたします。
- ◆事務手続きを含め、評定取得までのスケジュール等も併せて、ご相談ください。

②評定の申請

- ◆評定の申請の締め切りは、毎月の委員会受付の1週間前となります。

請求書

- ◆委員会受付後、請求書を発行します。
- ◆手数料は、BCJ指定の期日までにご入金ください

③審査

- ◆委員会受付
お客様にご出席頂き、診断方針、結果等の概要をご説明頂き、受付の審査を行います。
- ◆部会
お客様にご出席頂き、担当の評定委員（2名）が申請図書について詳細な審査を行います。
- ◆評定委員会
審議を行い、評定報告書を作成します。お客様のご出席は不要です。

④評定書の交付

- ◆申請図書（最終版）をご提出された後、速やかに評定書を交付します。



一般財団法人 **日本建築センター**

The Building Center of Japan

〒101-8986 東京都千代田区神田錦町1-9

お問合せ先

既存建築物技術審査部

TEL : 03-5283-0468

kison@bcj.or.jp

